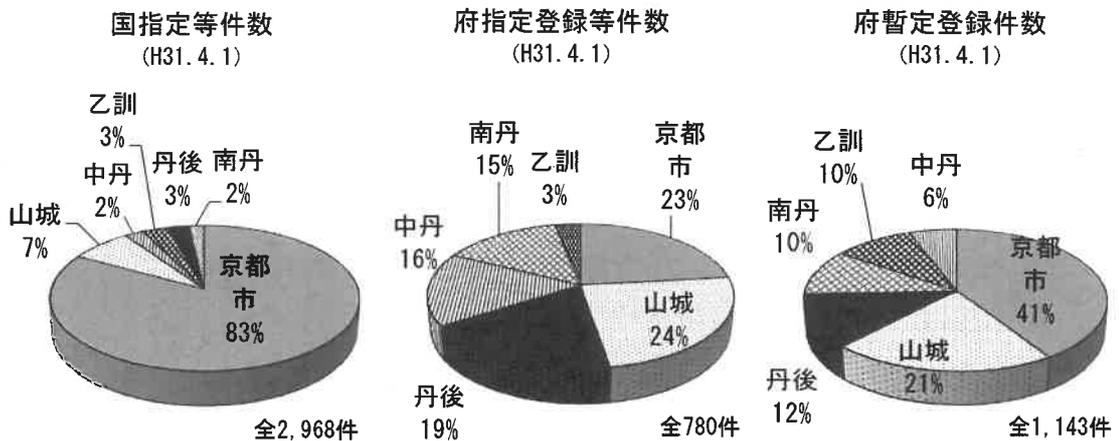


(3) 各地域における文化財の分布

(国・府指定等文化財)

地域ごとの国宝・重要文化財等の国指定等文化財の所在、所有状況をみると、京都市域が全体の8割以上を占め、続いて山城地域となります。

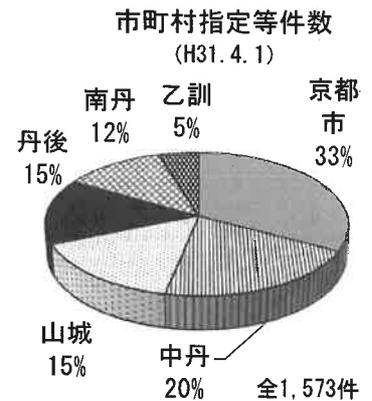
京都府指定・登録等文化財では、山城地域と京都市が全体の2割を超えつつも、地域的な偏りが少ない状況です。暫定登録文化財は、制度を設けて以降の年数が浅く、基礎的な調査が府内全域に及んでいない面もあるため、地域的な偏りがあります。現状は、京都市域に次いで、山城地域が多数を占め、丹後地域、南丹地域がこれに続きます。



(市町村指定等文化財)

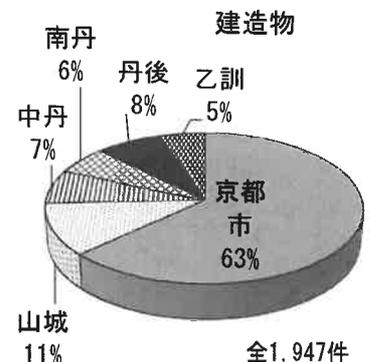
府内市町村においては、昭和38年の福知山市をはじめとして、すべての市町村で文化財保護条例が制定されています。

26市町村で総計1,500件以上の指定・登録が行われており、京都市が500件を超えているほか、福知山市、舞鶴市、京丹後市が100件を超える指定を行っています。さらに、南丹市、宮津市がこれに続きます。地域ごとにみると右図のような状況です(別添資料8参照)。



(建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、記念物分野の文化財の分布)

国、府、市町村の指定等文化財について各分野の中でも件数の多い建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の地域ごとの分布を比較すると、建造



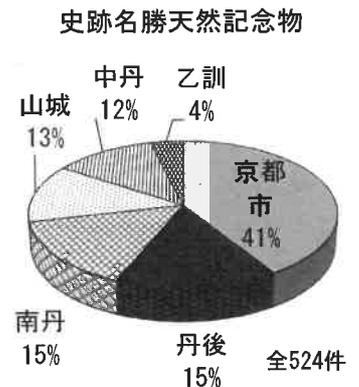
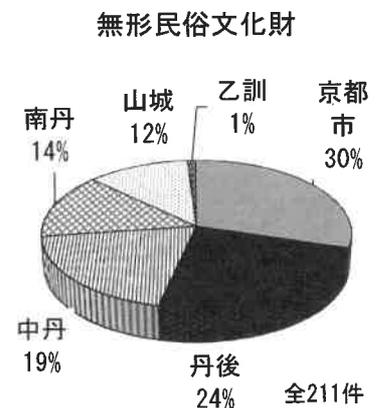
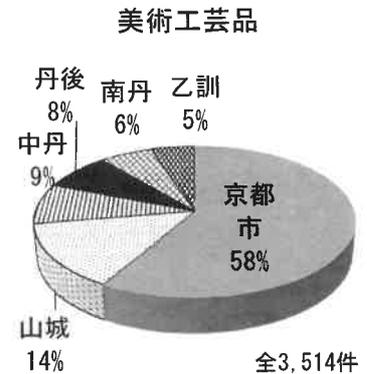
物（1,947 件）と美術工芸品（3,514 件）は、京都市域の割合が多いことが確認できます。しかし、無形民俗文化財と史跡名勝天然記念物は分布の傾向が異なります。

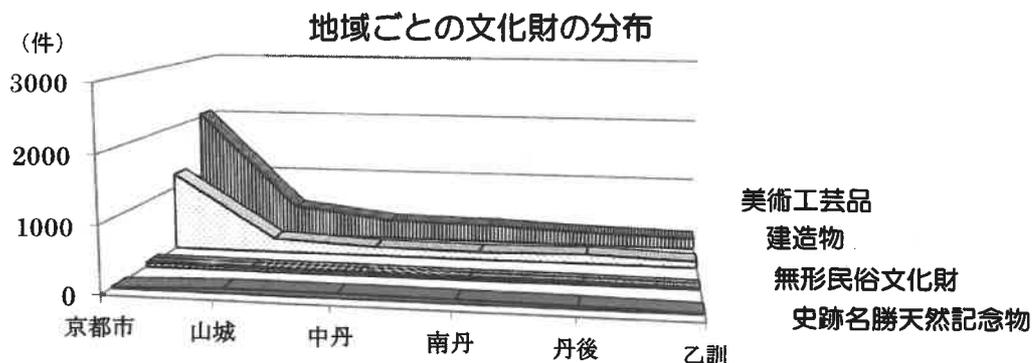
建造物は、京都市内の件数が全体の6割を越えますが、それ以外の地域はそれほど大きな差はありません。なお、伊根町、与謝野町、南丹市、京都市には、重要伝統的建造物群保存地区が存在し、面的に保護が図られているところがあります。

美術工芸品は、京都市域で所在・管理されているものが全体の6割弱を占め、山城地域が続きます。

無形民俗文化財は、美術工芸品や建造物と異なり、京都市域は全体の3割弱です。丹後地域、中丹地域が2割前後を占め、これに南丹地域が続くなど、府北部で5割以上を占めます。京都府内では、全体的に北部にいくほど、地域の民俗行事や民俗芸能など、地域的価値の高い伝統的な行事が数多く残されていると考えられます。

史跡名勝天然記念物は、京都市域の比率は下がり全体の4割程度となり、次いで、丹後地域、南丹地域と続きます。なお、宮津市の特別名勝天橋立や木津川市の特別名勝及び史跡浄瑠璃寺庭園など、特に重要なものが特別史跡、特別名勝として指定されていますが、計14件のうち12件が京都市域に所在し、そのほとんどが庭園であることが特色です。





3 府内各地域の文化財の特色

<丹後地域>

旧丹後国の地域では、縄文時代から弥生時代の交易を物語る遺跡・遺物や巨大古墳、江戸時代から明治時代にかけての廻船・北前船の活動などが見られます。古代以来の時に外国をも含む日本海沿岸地域との活発な地域交流、強い北風と雪を伴う冬の気候や、豊富な海産物、縮緬産業の発達などは、人々の生活や文化の形成に大きく影響してきました。

縄文時代から弥生時代の集落跡には、縄文時代の平遺跡や浜詰遺跡(京丹後市)をはじめ、外洋舟として用いられた可能性のある丸木舟が出土した浦入遺跡(舞鶴市)など、海浜部に所在する遺跡が多くあります。弥生時代には内陸部にも集落が広がり、弥生時代前期から後期の長期にわたって集落が営まれていた途中ヶ丘遺跡や大規模な玉作りが行われていた奈具岡遺跡(京丹後市)などが確認されています。

また、大風呂南墳墓(与謝野町)のガラス釧(重要文化財)、大田南5号墳(京丹後市)出土の青龍三年銘鏡(重要文化財)など、弥生時代後期の墳墓や古墳時代初頭の高墳からは、海上交通を背景とした、豊かな出土品が認められます。

古墳時代前期から中期には、各地との交易により勢力を誇った有力者の足跡を示す神明山古墳、網野銚子山古墳(いずれも京丹後市、国史跡)、蛭子山古墳(与謝野町、国史跡)などの巨大な前方後円墳も築造されました。

天橋立(宮津市、特別名勝)は、細長く続く砂嘴という特異で、「白砂青松」とも称される神聖な景観から、古代から信仰の対象となるとともに、名勝地、観光地として多くの人たちが行き交い、絵画や文学などの題材としても扱われてきました。これを望む位置には、丹後国分寺跡・成相寺旧境内(宮津市、国史跡)

などが立地し、その東西の付け根付近には、丹後一宮の籠神社や智恩寺（いずれも宮津市）が所在しています。また、宮津や田辺（西舞鶴）には、江戸時代には「藩庁」が置かれ、城下町としても栄えました。

このほか、伊根浦の漁村風景（伊根町）やちりめん街道（与謝野町）の重要伝統的建造物群保存地区、商家や寄港地の町並みを残す宮津天橋立の文化的景観（宮津市）、近代に軍港を中心とした新たな都市として建設され、赤れんが倉庫群（舞鶴市、重要文化財）に代表される東舞鶴（舞鶴市）など、全国的に失われつつある景観を多く残しています。

<丹波地域>

北丹波

旧丹波国北部の何鹿郡、天田郡にまたがる地域で、南北を貫くように一級河川の由良川が流れています。由良川流域の盆地や川沿いには多くの古墳や集落遺跡が見つかっています。

川沿いには綾部、福知山などの町が形成され、それぞれは水運や街道によって結ばれ、由良川が交通の結節点として機能したことがうかがえます。さらに、山がちな地形や雪を伴う気候、山野の豊富な農産物、明治以降の養蚕業の発展などにより、独特の文化が形づくられました。

縄文時代から弥生時代の集落跡は、由良川沿いの自然堤防と呼ばれる微高地に営まれました。興・観音寺遺跡（福知山市）や青野遺跡（綾部市）で、弥生時代の大規模な集落跡が見つかっています。

古墳時代には、府内最大の円墳である私市円山古墳（綾部市、国史跡）や、大型の方墳が二つ並ぶ菴蒲塚古墳、聖塚古墳（綾部市、国史跡）などがあります。

光明寺二王門（綾部市、国宝）は、丹後、丹波地域における唯一の国宝建造物です。綾部陣屋（綾部市）、福知山城（福知山市）とその城下町など、多様な都市景観を有する地域としても注目されます。

南丹波

旧丹波国東部の桑田郡・船井郡を中心とした地域で、桂川水系の河川が東西に流れ、川沿いの平野部と周辺の山間部からなります。亀岡盆地には数多くの古墳が営まれ、丹波国府が置かれるなど、丹波地域の政治・文化の中心地であるとともに、隣接する京都からの影響を色濃く受けながら、成熟した文化が展開しました。

千歳車塚古墳（亀岡市、国史跡）や、亀山城と城下町（亀岡市）、園部城跡（南丹市）などの遺跡に加え、南丹市美山町の重要伝統的建造物群保存地区である「か

やぶきの里」(南丹市)では、多くの茅葺屋根の家が現存し、豊かな農村景観を形成しています。

南丹波地域は、山間部に大きく広がった豊かな自然や諸産物に恵まれながら、金剛寺の円山応挙の襖絵(亀岡市、重要文化財)など、都の文化の影響も大きく受けた、特徴ある地域として注目されます。

<山城地域>

乙訓

旧山城国乙訓郡の一部です。縄文時代の伊賀寺遺跡、弥生時代の雲宮遺跡くもみやなどに加え、乙訓古墳群をはじめとした多数の古墳が存在しています。また山城国府、さらには平安京遷都以前には、長岡京が置かれ、後世の文化に大きな影響を与えました。また、勝龍寺城が置かれるなど、京都との強い関わりのもと多様な文化が花開きました。

文化財としては、乙訓古墳群(京都市、向日市、長岡京市、大山崎町)、長岡宮跡(向日市)などの国指定史跡や、向日神社本殿(重要文化財)、宝積寺三重塔ほうしゃくじ(大山崎町、重要文化財)や妙喜庵茶室待庵みょうきあん たいあん(大山崎町、国宝)などの、多くの文化財が所在しています。

乙訓では、このような都からの影響を強く受けつつ、西国街道や、桂川と淀川など、人や物が行き交う、交通の要衝として歴史や文化が発展してきました。

南山城

旧山城国南部の宇治郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡を中心とした地域です。椿井大塚山古墳おおつかやま(木津川市、国史跡)をはじめとする多数の古墳が存在するほか、奈良時代では恭仁宮跡く に きゅう(山城国分寺跡)(木津川市、国史跡)や、平城京の北に位置し、多数の瓦窯が築かれた奈良山瓦窯跡群(木津川市、国史跡)などがあります。平安時代以降は、都と関わりの深い地域として栄えました。国宝建造物のある石清水八幡宮(八幡市)や平等院(宇治市)など、皇室や公家にゆかりの深い社寺も多いところです。

椿井大塚山古墳・石のカラト古墳(木津川市、国史跡)、宇治古墳群(宇治市、国史跡)、大住車塚古墳(京田辺市、国史跡)、芝ヶ原古墳・久津川古墳群(城陽市、国史跡)などの古墳や、高麗寺跡こまでら・神雄寺跡かみおでら(木津川市、国史跡)、平川廃寺跡・久世廃寺跡(城陽市、国史跡)、大安寺旧境内附石橋瓦窯跡(井手町、国史跡)などの寺院跡、笠置山(笠置町、国史跡・国名勝)、宇治川太閤堤跡(宇治市、国史跡)、宇治山(宇治市、国名勝)などの史跡や名勝をはじめ、浄瑠璃寺じょうるりじ・海住山寺かいじゅうせんじ(木津川市)に代表される国宝・重要文化財の建造物、美術工芸品な

ど、多くの文化財が所在しています。

山城地域は、平安京と平城京の間に位置し、両者から強い影響を受けつつ、都市景観である「宇治の文化的景観」（宇治市、国重文景）や木津川を通じた物流、すぐれた茶畑景観などが広がる独特の文化が育まれました。

〈京都市域〉

旧山城国北部の葛野郡、愛宕郡、紀伊郡を中心とした地域です。平安京が造営される以前においても、縄文時代の北白川遺跡群、弥生時代の大藪遺跡、古墳時代の蛇塚古墳（国史跡）、天塚古墳（国史跡）、飛鳥時代の北野廃寺、檜原廃寺跡（国史跡）、などに代表される貴重な遺跡、古墳、寺院跡が知られており、様々な生活、文化の痕跡をみることができます。

平安京遷都（延暦 13 年＝794 年）以降、京都は、政治・経済の中心として栄えるとともに、都が置かれたことで、天皇や公家を中心とする宮廷文化、多数の社寺の集中による宗教文化、町人らを中心とする町人文化が融合した独自の文化が生み出されました。なかでも、今に残る大規模な寺院・神社、往時の景観を今に引き継ぐ名勝地、さらに社寺境内地につくられた庭園は、その後続く日本の庭園文化の礎となりました。

都として、常に多くの人や物を引きつける文化の中心地であるとともに、安土桃山時代には聚楽第や伏見城が営まれ、南蛮寺が置かれたほか、江戸時代には朝鮮や琉球からの使節が立ち寄りました。明治以降は多くの外国人が京都を訪れ、また多くの大学や世界的に著名な企業が誕生するなど、日本を代表する国際色豊かな文化を形成しています。

さらに、琵琶湖疏水（国史跡）をはじめ水運の整備や、市電の開通など都市としての整備が進み、大規模な建造物、工作物は今に残る貴重な歴史の資産となっています。

京都は、古い町並みや社寺などの建造物、古文書等が多く残っているほか、4箇所的重要伝統的建造物群保存地区、世界文化遺産「古都京都の文化財」に代表される社寺やその庭園などの史跡・名勝も数多く、日本屈指の文化財の集積地といえます。

第3章 京都府の文化財を取り巻く現状と課題

本章では、府内に所在する文化財を取り巻く現状とその課題について記載します。その詳細は、文化財の分野ごとの現状と課題として後述しており（別添資料2）、以下では、それを今後課題解決に取り組むべき5つの点に総括し、詳述しています。

1 文化財の指定等による保護と継承

(1) 文化財の指定等による保護と継承の現状

前章でも述べられたように、府内26市町村では、すべての市町（連合）で文化財保護条例が制定され、総計1,500件以上の文化財指定や登録が行われることで、その保護が図られています。市町村ごとの指定等の件数をみた場合、文化財のあり方が多様なため一律に評価することは難しいものの、地域的な偏りが認められます。

市町村においては管内に所在する多様な文化財について、現状を把握するとともに、関係機関や団体とも連携し、積極的かつ継続的な調査や研究を行うことが求められています。また、これらの成果を文化財の指定・登録や情報公開等を通して普及させることも重要です。府内市町村を対象に実施したアンケート等によると、文化財保護行政の多様化などにより、行政による管内の文化財調査が必ずしも十分に実施できていないところがあります。

これまで、市町村では、郷土史会や文化財愛護会など、地域の歴史や文化に詳しい方々との密な連携に努めつつ、管内に所在する多様な文化財の情報を収集し、詳細な調査等が進められてきました。しかし、地元の郷土史家等の高齢化が進み、情報収集がままならなくなるなど、これまで担当者の様々な努力の中で進められてきた文化財に関する情報収集や詳細な調査を行うことが困難な状況になっている現状があります。

こうした市町村における指定の現状を踏まえ、地域の文化財の実態の把握を進めるとともに、各市町村で調査を充実させることが求められています。

(2) 文化財所有者の負担の増大

文化財所有者や管理者には、文化財指定等により、その維持・管理や修理事業に対して、行政による財政面や技術面での支援が行われることとなります。ただ、日常の使用にあたって様々な規制が生じることにより、文化財の指定による保護について、所有者・管理者の十分な理解が得られない場合もあります。また、近年多発する自然災害をはじめ、盗難や火災などへの備えや専門の業者による修理

事業など、経済的な負担が増大することもあります。所有者・管理者の負担の緩和のための枠組み作りも課題となっています。

2 文化財の維持管理・保存継承の現状

(1) 人口減少による過疎化・少子高齢化

京都府の人口は、平成 16（2004）年の 265 万人をピークに減少を続け、令和 2（2020）年 2 月 1 日現在では、約 258 万人です。人口の将来推計は令和 22（2040）年で約 224 万人（国立社会保障・人口問題研究所）であり、現在より約 34 万人減少すると推測されています。

現在、人口が横ばいか増加で推移している地域でも、将来的には人口の減少が見込まれます。また、すでに過疎化が進んでいる山間部や沿岸部などでは、集落の消滅や移転などにより、長期間地域で伝えられてきた祭礼や伝統行事、社寺などの建造物や彫刻、民家や民俗資料、古文書といった有形・無形の文化財はもとより、地域の記憶そのものが失われる危機にあります。

さらに、高齢化とともに深刻化する少子化は、文化財の所有者・管理者、修理技術者、また祭礼や行事などに関わる人々の減少など、将来の文化財の担い手の不足をもたらす可能性があります。

(2) 地域コミュニティの衰退

過疎化・少子高齢化等による高齢世帯や一人暮らし世帯の増加などは、世帯構成や生活様式の変化をもたらし、地域コミュニティの衰退へとつながっています。また、府内各地で、獣害による被害や無住の社寺が増加しつつあることなど、これまで地域の核となるとともに、文化財の所有・管理を担ってきた社寺等を維持することが難しくなる状況が生じています。

同時に、伝統的な行祭事等においても、担い手や後継者の不足、その維持・継承のための費用等の負担増大などにより、これを継続することが困難になっています。

このように、過疎化・少子高齢化は、これまで有形・無形の文化財の保護・継承を担ってきた所有者や管理者、行祭事の担い手を主体とする仕組みを継続することを困難なものにしているとともに、その後継者不足を生じさせており、新たな仕組みの構築など、その対応は喫緊の課題です。

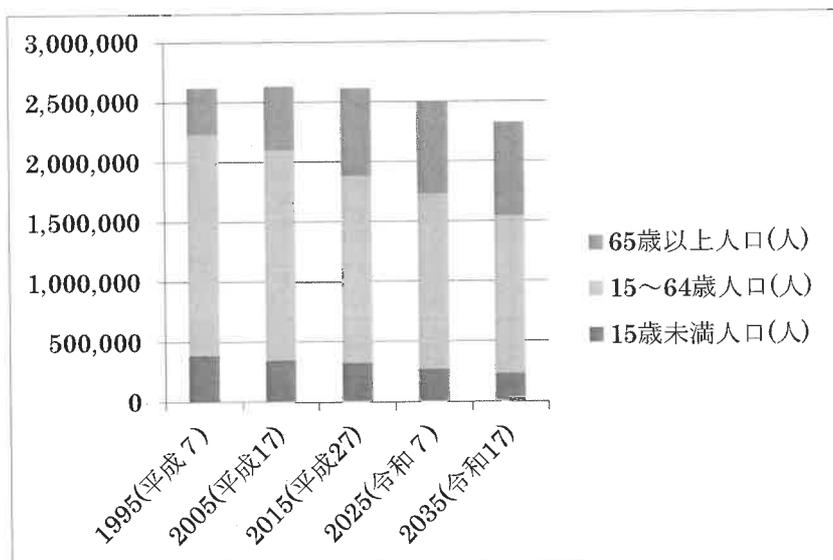
京都府内市町村の過去40年の人口増減率

番号	市町村名		人口増減率(20年間毎)				
			昭和50(1975)年～平成27(2015)年				
			1975-1995	1995-2015	1975-1995	1995-2015	
平成27年時(明朝体斜体) 昭和50年時(ゴシック)		人	人	%	%		
	京 都 府 合 計		204,736	-19,239	8.4%	-0.7%	
	京 都 市		2,763	6,234	0.2%	0.4%	
1		北 区	-11,115	-7,604	-8.0%	-6.0%	
2		上 京 区	-25,459	1,052	-23.2% ▼	1.3%	
3		左 京 区	-17,277	-3,764	-9.1%	-2.2%	
4		中 京 区	-23,511	18,279	-20.5% ▼	20.1% △	
5		東 山 区	-22,303	-9,197	-31.6% ▼	-19.1%	
6		山 科 区	10,980	-1,633	8.7%	-1.2%	
7		下 京 区	-29,117	12,006	-29.2% ▼	17.0%	
8		南 区	-5,518	1,022	-5.3%	1.0%	
9		右 京 区	8,178	1,535	4.3%	0.8%	
10	京都市 右京区	北 桑 田 郡	京 北 町	-694	-1,953	-8.9%	-27.6% ▼
11			西 京 区	62,290	-156	70.1% △	-0.1%
12			伏 見 区	55,615	-5,306	24.1% △	-1.9%
13	向 日 市		7,404	90	16.1%	0.2%	
14	長 岡 京 市		13,140	1,393	20.0% △	1.8%	
15	乙 訓 郡	大 山 崎 町	913	-698	6.1%	-4.4%	
16	宇 治 市		51,425	-152	38.5% △	-0.1%	
17	城 陽 市		26,475	-8,529	44.9% △	-10.0%	
18	八 幡 市		25,647	-3,115	51.2% △	-4.1%	
19	京 田 辺 市		23,018	17,795	76.7% △	33.6% △	
20		相 楽 郡	山 城 町	95	-681	1.0%	-7.4%
21	木 津 川 市		木 津 町	14,670	21,593	123.4% △	81.3% △
22			加 茂 町	7,713	-508	86.1% △	-3.0%
23	久 世 郡		久 御 山 町	6,593	-2,328	57.1% △	-12.8%
24	綴 喜 郡		井 手 町	326	-1,528	3.6%	-16.2%
25			宇 治 田 原 町	2,048	197	29.0% △	2.2%
26			笠 霞 町	-408	-855	-15.5%	-38.5% ▼
27	相 楽 郡		和 束 町	-323	-1,965	-5.2%	-33.2% ▼
28			精 華 町	8,797	13,685	63.3% △	60.3% △
29			南 山 城 村	636	-1,372	18.8%	-34.1% ▼
30	亀 岡 市		34,214	-2,919	58.8% △	-3.2%	
31	南 丹 市	北 桑 田 郡	美 山 町	-800	-1,654	-12.7%	-30.2% ▼
32		船 井 郡	團 部 町	1,424	515	9.6%	3.2%
33			八 木 町	-715	-2,290	-6.7%	-23.1% ▼
34			日 吉 町	-477	-1,267	-7.1%	-20.4% ▼
35	船 井 郡 京 丹 波 町		丹 波 町	1,385	-1,718	18.2%	-19.1%
36			瑞 穂 町	-529	-1,414	-8.8%	-25.8% ▼
37			和 知 町	-1,452	-1,200	-25.2% ▼	-27.8% ▼
38	綾 部 市		-3,509	-6,160	-8.1%	-15.4%	
39	福 知 山 市		6,758	820	11.3%	1.2%	
40		天 田 郡	三 和 町	-622	-1,182	-11.9%	-25.7% ▼
41			夜 久 野 町	-1,081	-1,694	-17.2%	-32.6% ▼
42		加 佐 郡	大 江 町	-958	-1,564	-13.8%	-26.1% ▼
43	舞 鶴 市		-2,996	-10,794	-3.1%	-11.4%	
44	宮 津 市		-5,257	-6,511	-17.4%	-26.1% ▼	
45		中 郡	峰 山 町	-1,040	-1,998	-6.9%	-14.2%
46			大 宮 町	-226	-294	-2.1%	-2.8%
47	京 丹 後 市	竹 野 郡	網 野 町	-2,522	-3,765	-13.1%	-22.6% ▼
48			丹 後 町	-1,738	-2,291	-18.6%	-30.1% ▼
49			弥 栄 町	-576	-1,067	-8.6%	-17.4%
50		熊 野 郡	久 美 浜 町	-1,184	-2,739	-8.8%	-22.2% ▼
51	与 謝 郡		伊 根 町	-922	-1,251	-21.5% ▼	-37.2% ▼
52	与 謝 郡 与 謝 野 町	与 謝 郡	加 悦 町	-1,132	-1,607	-12.1%	-19.6%
53			岩 滝 町	-501	-1,094	-6.8%	-16.1%
54			野 田 川 町	-1,046	-1,404	-8.7%	-12.8%

資料: 総務省統計局(国勢調査報告)
 明朝体斜体 平成27年時点の市町村名
 ゴシック体太字 昭和50年時点の市町村名

△	20%以上増加
▼	20%以上減少

京都府の人口の推移



内閣府 地方創生推進室 RESAS（地域経済分析システム）データより作成
令和7年および令和17年の数値は推定

(3) 地域における文化財の保存

地域コミュニティが衰退すると、自分たちが育った土地や生活している地域についての関心が薄れていきます。とりわけ、地域に所在する有形・無形の文化財に接する機会が少なくなります。

しかし、文化財は、人々にとって、自らのアイデンティティを確立するためにとっても重要な役割を果たしています。特に次代を担う子どもたちが、豊かなところを育むうえで、生まれ育った地域の自然や景観、さらにはその中に所在する有形・無形の文化財を身近なものとしてとらえることはとても大切です。

このように、府内の多くの人たちが、自分たちの周囲にある文化財を知り、理解を深め、その保護に取り組むことはとても重要です。価値の理解が不十分であることは、文化財の廃棄やき損へとつながる恐れもあることから、地域に残る様々な文化財を広く普及啓発し、その価値を多くの人たちが共有する仕組みづくりも喫緊の課題です。

3 文化財保護を支える技術の継承

(価値観の多様化による伝統的な産業の衰退)

前項で述べた世帯構成や生活様式の変化に加えて、社会情勢の変化による価値観の多様化は、これまで世代間で伝えられてきた生活文化や地域の伝統文化への関心が薄まることにつながっています。

こうした変化は、衣食住に関わる産業構造のあり方にも大きな影響を与えています。関心が薄れ、需要が減少した伝統的な産業の衰退は、材料の調達などに携わる職人の生計の維持も難しくしています。

また、現在も事業を継続している限られた業種においても、後継者不足により技術の継承が困難になっています。

このことは、文化財の維持・管理や修理などに関わる技術をはじめ、資材などの供給を支えてきた業種も例外ではありません。文化財の保護と継承のためには、その文化財を適切に取り扱い、修理や維持管理を行うことが不可欠です。そのためには、伝統的な技術に加えて学術的根拠に基づく高度な技術者の確保が必要です。

このように、文化財保護を支えてきた産業もまた、危機的な状況を迎えています。

4 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安

(1) 文化財の活用資源としての期待

文化財の保存と活用は、文化財保護の二つの柱として法に記されており（法第1条）、これまでも文化財の活用は様々な観点から行われてきました。文化財の価値や魅力を多くの人々に理解してもらう普及啓発としての活用をはじめ、文化財を地域のシンボルとした「まちづくり」への活用、さらには「地域振興」や「観光施策」のための活用などがその代表的なものです。

なかでも近年は、日本文化への世界的な関心の高まりや政府による観光政策の推進などにより、観光需要が大幅に増大し、観光や地域振興という観点での文化財の活用が注目されています。

こうした中、数多くの文化財が所在するところでは、海外からの観光客が急増しており、オーバーツーリズムなどと称される様々な問題も表面化しています。

その対応策の一つとして、観光客の一極集中を解消する目的で、広域的な観光振興が求められ、府内各地に所在する文化財の活用が注目されはじめています。

歴史的な建造物や町並み、伝統的な行催事や祭礼など、地域に古くから伝わる文化財の価値を見直し、複数の文化財をセットにして地域の活性化につなげる事例が増え、地方創生や地域経済の活性化に貢献するという文化財に求められる役割への期待が高まりつつあります。

(2) 活用促進に関する様々なリスク

府内各地で、多くの人たちが文化財に触れる機会が増すということは、様々なリスクも伴います。近年、社寺建造物への液体散布、落書き、干社札貼り付け行為など、文化財をき損する事案が多発しています。また、隣接府県では美術工芸品等の盗難も生じており、文化財の所有者や管理者にとっては大きな不安材料となっています。防犯設備の設置・更新や地域の方々の協力による防犯パトロールなどの活動も求められています。さらに、活用が優先され文化財の劣化が懸念されるなど、保存と活用の均衡が課題となる事例も生じています。世界文化遺産の構成資産には、その周辺地域に対し一定の規制をかける「バッファゾーン」という考え方があり、そこでの開発行為への対応も課題となっています。

今後は、様々な目的で文化財の活用施策が推し進められることが予想されますが、同時に、防犯対策や文化財の保存と活用の均衡のとれた施策が求められることとなります。

5 近年の文化財の防火・防災意識の高まり

近年は、全国で地震が多発するとともに、温暖化の影響といわれる集中豪雨や大型台風が毎年のように日本各地に様々な被害をもたらすようになってきました。

平成16年には台風23号が京都府北部を中心に甚大な災害をもたらしました。また、平成30年には、6月から9月までの間に大阪府北部地震、西日本豪雨、台風12号、20号、21号、24号が、京都府の文化財に大きな被害を与えました。

一方、文化財は可燃性の高い木や紙を素材とするものが多く、火災により、一度滅失、き損すれば再び回復することが不可能です。そのため、防火対策は大きな課題です。平成31年4月、パリのノートルダム大聖堂において火災が発生し、大きな被害をもたらしたことを受け、文化庁長官により文化財所有者等に対して、文化財における防火対策の重要性にかかる注意喚起が行われ、国宝・重要文化財等の維持管理状況等の調査、点検が行われました。

また、令和元年10月31日には、世界文化遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成要素である史跡首里城跡において復元建物である正殿をはじめとする主要建物が焼失しました。文化庁は都道府県を通じ、世界文化遺産の構成資産である歴史的建造物などについて緊急の防火対策等の調査を実施したところです。

加えて、外来生物のアライグマやハクビシンなどによる文化財建造物被害が数多く報告されるようになってきています。近年はこれら以外にもシカ、サル、イノシシ、クマなどの野生生物が集落域、さらには都市部へも出没するようになってき

ました。こうした野生生物による文化財被害について、対策を講じる必要が生じており、文化財の活用に際しても、見学者等への安全面の配慮などが課題となっています。

このような状況を踏まえ、これまで以上に防火、防災及び獣害対策の充実に向けた取組が求められているところです。

第4章 「地域計画」策定の際に指針とすべき事項

本章では、府・市町村がともに目指すべき将来像を示すとともに、それを実現するために必要な文化財の保存・活用を図るための基本的な4つの方針を示します。

1 目指すべき将来像

「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること。」

南北に長く広大な府域には、長い歴史の中で、守り育てられてきた多種多様な文化財が各地に所在しています。

その中には、地域の歴史や文化を考える上で重要な意味を持っているにもかかわらず、未指定となっている文化財も数多くあります。これらは、所有者をはじめ、その価値と重要性を理解する多くの人たちの弛まぬ支援と努力によって、今日まで守り伝えられてきました。しかし、社会の大きな変化は、こうした未指定を含む文化財の保護・継承に大きな影響を与えつつあります。

文化財は国民共有の財産であるとともに、それが所在する地域の人たちにとって身近なものであり、心のよりどころとしてかけがえのないものです。そして、地域づくりの核となるなど、地域の未来を考える上でも、様々な可能性をもっています。

これからの文化財保護行政においては、従来とは異なった視点や観点を取り込みつつ、文化財が地域の人たちに愛され、地域の誇りとして、地域の未来に希望を与えるものとして進めていく必要があります。その保存と活用には、府と市町村が一層の連携を深め、常に検討を加えながら、より多くの地域の人たちが関わる環境をつくりだしていくことが必要です。

2 文化財の保存・活用のための基本的な方針

(今後の文化財保護行政の在り方)

今後の文化財保護行政を進める上では、文化財の本質的価値を保つことを前提に、時代の流れや社会の変化に対し、やむを得ない場合には必要に応じて調和のとれた変化を容認し、文化財の保存・活用をより効果的で、持続可能な取組としていくことが重要です。

こうした観点で、ここでは前項に示した「目指すべき将来像」を実現するための基本的な4つの方針を記しています。これは、これまで府が実施してきた取組

をふまえたものですが、それぞれは相互に関連しています。その内容を更に充実させ、今後の文化財の保存・活用を適切に進める上での重要事項として位置づけ、府と市町村が連携して、次章に示す取組を行うこととしています。

府内市町村においては、これを「地域計画」を策定する際の指針とするとともに、「地域計画」により管内の文化財保護行政を進める際には、これまで以上に府と連携して取り組むよう求めます。

(1) 文化財の指定等による保護の促進

(調査の充実と調査成果の取扱)

文化財の指定等を促進するためには、府内の未指定文化財の調査の充実が必要です。多様な文化財を対象とした調査にあたっては、これまでに実施された諸調査の成果の整理をはじめ、体制の整備や地元の関係団体及び文化財保護審議会、大学等の研究機関などの関係機関との幅広い連携を強化する必要があります。

また、類型ごとの詳細な調査を継続的に進めることに加え、調査成果を整理し、周辺の文化財との関連性を研究することにより、新たな価値を見いだすことも必要となります。こうして明らかになった調査成果は、広く公開活用することが求められます。

なお、調査成果の公開にあたっては、盗難や個人情報の流出などにつながらないように、多様な文化財の性格に応じた適切な資料等の取り扱いが必要です。

(地域にとって価値ある文化財の位置づけ)

調査では、府教育委員会と市町村に加え、上記のように関係機関との連携を強化するとともに、住民から得られる情報の収集に努め、地域にとって重要な価値をもつ文化財の掘り起こしに努めることが大切です。

常に地域にとっての意味や価値を明らかにするという視点で、文化財の位置づけを行うとともに、文化財の適切な保存方法や将来的な活用方法を検討することも必要です。

(文化財指定等の推進)

国・府・市町村では、これまで文化財の指定等を行うことにより、その保護施策を進めてきました。今後一層調査を充実させ、その成果により文化財指定・登録を促進することで、早急かつ確実な保護を図ることが求められます。また、現在の価値付けでは指定等が難しい未指定文化財であっても、地域にとって重要な意味を有するものについては、その保存・活用が図られることが重要です。

(文化財所有者への支援)

文化財の所有者に対し、維持管理や修理、防火、防災、防犯対策に関して技術的な指導や助言を行うとともに、法・条例等に基づいて、適切な保存・活用が図られるよう、財政的な支援を行うことが重要です。

また、文化財にかかる伝統的な行祭事等において、道具、材料等を維持継承していくための費用負担が軽減されるよう支援することも必要です。

(2) 文化財の保護体制の強化

(地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり)

これまでのように、文化財の所有者や管理者のみでは、文化財を適切に保護・継承することが困難になっています。今後は、多くの人々が文化財の保護と継承に関わる新たな環境を創出し、その協力を得て文化財を守り伝える仕組みをつくることが求められます。このためには、文化財所有者、行政機関と関係団体、研究機関等が連携し、地域の中でその価値を明確にして、文化財が適切に公開され、より多くの人たちがその保存・活用に積極的に関われる環境づくりを進めることが最も重要です。

(関係団体や関連部局等との連携強化)

府内には、文化財の保護に関わっている様々な機関や団体があります（第8章参照）。また、市町村や地域ごとに文化財の保存や活用に取り組んでいる文化財愛護団体や郷土史会などもあります。こうした関係機関や団体とこれまで以上に連携していくことが必要です。

過疎化・少子高齢化、防火・防災・防犯及び獣害対策など、文化財を取り巻く課題は、広く社会的な課題でもあります。今後の適切な文化財の保存・活用を促進するためには、自治体内の関係部局等と情報共有を図るなど、連携して取り組むことが求められます。

(人材の配置と育成)

上記のような業務を適切に行うためには、文化財保護を所管する部局に、これを担当する人材を配置することが求められます。また、職員に対しては、市町村や博物館、大学等と連携した研修の機会を増やすとともに、その内容を充実させるなどの取組が必要です。

また、次世代育成の観点から、文化財を子どもたちにとってより身近なものとして感じてもらうため、小学校、中学校、高等学校等での学校教育や社会教育と

連携して文化財を活用し、文化財の普及啓発を図る取組を進めることも重要です。

これらを通して、子どもたちが地域の伝統的な行祭事等の無形の文化財にも積極的に関わり、地域の歴史やその魅力を見出すことで、将来にわたり無形の文化財等の保護、継承を担うことが望まれます。

(3) 文化財保護を支える技術等の継承

(修理等に関わる技術の継承や材料、道具等の調達継続)

文化財保護を支える技術等の継承とは、文化財の維持管理や修理事業に関わる技術が継承され、その材料、資材、道具類が適宜調達される産業が継続されることです。

近年の社会の変化は、各種文化財の維持管理や修理に関係する事業者を取り巻く産業構造に大きな影響を与えています。文化財保護の視点からは、修理事業等を今後も継続的に実施することや、技術の文化財指定や認定を促進するなど、その保護施策に取り組むことが必要といえます。

しかし、その歴史性などから、事業者の多くは、財政基盤が小さい零細な企業の場合が多く、産業構造の変化による影響を受けやすい状況にあります。今後、これらの需要の継続や拡大を進めていくにあたっては、商工及び農林関係の部局と連携して、その実態を把握し、個別の課題解決の方法を探ることも必要です。

(4) 文化財の地域的な保存・活用の促進

(文化財の地域的な保存と活用、地域の福祉)

文化財には、古くから地域の人たちが慣れ親しみ、自らと地域とをつなぐ絆として存在してきたものが多くあります。それは地域で行われる祭りや行事であるほか、風景の中に溶け込んで存在してきた社寺の建造物、丘の上に所在する古墳、またそれらを取り囲む森などの場合もあるでしょう。こうした文化財を複数のまとまりとして保存することは、地域の人たちが、こころ安らかに生活を営み続ける上での大きな支えになると思われます。そして、それは地域コミュニティの活性化や今後のまちづくり施策へも貢献するとともに、地域の福祉という観点からも、大きな役割を担うことになると考えられます。

これまで文化財は単独でその保存・活用を行うことが多くありましたが、近年は一定の範囲内に点在する複数の文化財を面的に把握し、価値付けを行い、時には周囲の景観を含めて保存・活用を図る取組が見られるようになってきました。

今後の文化財の地域的な保存・活用においては、こうした文化財保護の在り方も重要です。

(文化財の保存と活用の在り方)

文化財の活用には、様々な目的や方法があります。より多くの人たちに文化財の価値や魅力などを伝える普及啓発などの取組や、学校教育や社会教育と連携し、多くの子どもたちが地域の歴史や文化を理解するために、文化財に接する機会を設けることもその一つです。さらに、高等学校では文化財の価値を専門的に深く学んだり、より広いエリアの多様な地域の文化財を体験する機会の創出も考えられます。また、文化財を観光資源や地域活性化のために活用する取組も、今後一層進められると考えられます。

こうした文化財の様々な活用は、多くの人たちが文化財に触れ、その魅力を共有できる機会を生み出し、その保護・継承を支える新たな環境をつくり出す上で、重要な意味をもっています。

ただ、いずれの場合においても、文化財の活用は、その適切な保存が前提です。そのためには、適切な保存活用計画の作成などにより、文化財の活用にかかるリスクを十分に検討し、公開にあたり、対策を講じておく必要があります。

多様な文化財の状態に応じた十分な保存対策が講じられていないと、活用によるき損や滅失の危険性が生じます。また、一定の対策が講じられていても、過剰に活用された場合、文化財の本質的な価値を損う恐れがあります。

このように文化財の保存と活用の均衡を重視し、その保存環境の整備が図られた上で公開していくことが重要です。

第5章 文化財の保存・活用を図るために府が講ずる措置

本章では、第4章で掲げた将来像を実現するために必要な4つの方針に基づき、府が文化財の保存・活用を図るために講ずる措置について、1～4に示すとともに、5に府内市町村や博物館等における専門の人材の確保・育成について、6に府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画について示しています。

1 文化財の指定等による保護の促進

(1) 府が主体となって行う調査等に関する取組

調査には、指定等のために実施する未指定文化財調査をはじめ、文化財の分野ごとに国庫補助を受けて実施する悉皆調査や詳細調査などがあります。調査成果は、報告書等により公開され、適切に活用されるよう図ります。

各分野で府が実施している調査等は下記のとおりです。

①建造物調査（悉皆調査、詳細調査）

（各種建造物等の悉皆調査）

京都府では、明治30年に実施された京都府域の古社寺建造物の悉皆調査以降、近世社寺建築、近代和風建築、近代化遺産などの悉皆調査をおこなってきました。これらの調査成果に基づき、貴重な建造物等について指定・登録・暫定登録を図ってきました。今後も必要に応じ、調査を実施していきます。

（保存修理事業に係る調査成果等の活用）

国・府指定等の文化財建造物の保存修理事業においては、修理方針や方法等を決定するための調査が必要となります。特に所有者から受託する国宝・重要文化財建造物の保存修理事業においては、府教育委員会の技術職員が詳細な調査を実施しています。調査結果は、建造物を後世に伝えるための資料となるだけでなく、現代の様々な研究の材料となるため、事業終了時に報告書を刊行するとともに、その文化財的価値に係る新たな知見が発見された場合には、適宜、普及啓発に努めています。

②美術工芸品調査（保存のための詳細調査・緊急調査）

昭和16年4月から実施された府内全域の寺院を対象とする学術調査「京都府社寺重宝調査」以降、江戸時代障壁画、肖像彫刻など、各分野において様々な詳細調査が行われました。また、昭和51年から58年にかけては、文化庁と連携して「文化財集中地区特別総合調査」が実施されました。これらの調査成果に基づき、貴重な美術工芸品の指定・登録・暫定登録を継続的に進めていきます。一方、古文書等は、歴史的に社寺等にまとまって伝来した古文書群を中心に調査を進めてきましたが、今後も引き続き市町村や地元の博物館、資料館と連携して調査を実施していきます。

③民俗文化財調査（悉皆調査・詳細調査）

昭和 37 年以来、民謡、諸職、民俗芸能、方言収集など様々な民俗文化財の悉皆調査を実施し、貴重な成果となりました。また、平成 30 年度から地域で伝承されてきた祭り・行事を対象とする悉皆調査を実施しています。その調査成果により明らかとなった地域の祭りや行事を、指定等により保護を図るとともに、引き続き継承できるよう、情報共有に努めながら、活用していきます。

④史跡名勝天然記念物調査

（各種記念物の悉皆調査）

近年は中世城館跡調査などを実施、平成 30 年度からは、歴史の道調査を実施しています。これからも各種文化財の悉皆調査を実施していきます。また、調査成果により明らかとなった貴重な遺跡等が、指定等により保存が図られるよう努めます。

（特別天然記念物カモシカ調査）

府は本州最西端の特別天然記念物カモシカの生息地です。京都府では、昭和 61 年からカモシカ調査（生息数、生息密度、生息環境のモニタリング）を実施し、適切な個体群管理に役立ててきました。今後もカモシカ調査を継続し、その保護に努めます。

⑤埋蔵文化財調査

（大規模遺跡の調査・研究、保存・活用）

京都府では昭和 48 年度から古代宮都恭仁宮跡の保存活用調査を実施してきました。引き続き木津川市と協力連携し、その調査・研究、保存・活用を推進していきます。京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる国指定史跡乙訓古墳群の指定にあたっては、各市町と連携し、その保存に協力してきました。また、長岡京跡の調査研究を進める長岡京連絡協議会の開催など、引き続き複数の市町村にまたがる大規模遺跡等の保存と活用の推進を図っていきます。

（各種開発事業に伴う調査）

埋蔵文化財と開発事業の円滑な調整を図るため、遺跡地図作成のための遺跡の分布調査、試掘確認調査、ほ場整備の本発掘調査等の各種調査を実施していきます。

これまでの発掘調査出土品を再検証、遺跡の調査研究を推進するため、出土品再整理事業を実施していきます。

（2）文化財指定等による保護の推進

（府文化財指定等の促進）

昭和 58 年から、条例に基づいて指定・登録を進め、現在の府指定・登録文化財等は計 780 件、将来国や府の指定となる可能性のある暫定登録文化財は現在 1,143 件です（平成 31 年 4 月 1 日現在）。

引き続き指定、登録、暫定登録等を促進することにより、文化財のき損、滅失